

黒田庄中学校「学校いじめ防止基本方針」(案)

西脇市立黒田庄中学校

1 いじめ防止等のための学校の方針

本校は、校訓「健やかでうるわしく 和やかでよく働く 自力で成し遂げる」のもと、学校・家庭・地域の連携力を活かして、教育目標「つながりを大切にして、違いを認めあい、心身ともに健康（ウェルビーイング）で自立する生徒の育成」の教育活動を推進している。

本校教職員は、人は共に生きているという原点に立ち返り、お互いを思いやり、人格を尊重しながら、成長し合うことが大切であるとの認識に立つとともに、教育集団としていじめ問題についての基本的な認識を踏まえ、「いじめを見逃さない学校づくり」「いじめを許さない学校づくり」を目指し、学校における教育活動全般において、生命や人権を守る教育の充実を図る。

そのために、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に努め、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するため、「いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

2-1 いじめの理解

いじめとは、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① どの子どもにもどの学校でも起こり得る
- ② 人権侵害であり人として決して許されない
- ③ 大人には気づきにくい所で行われ発見しにくい
- ④ 児童生徒は入れ替わり加害も被害も経験
- ⑤ 暴力を伴わなくても生命、身体に重大な危険
- ⑥ 態様により暴行、恐喝等の刑罰法規に抵触
- ⑦ 傍観者から仲裁者への転換が重要

2-2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- いじめは全ての児童生徒に関係し、全ての学校で起こり得るものである。このことを十分に認識した上で、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。また、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。これらのことを児童生徒が十分に理解し、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、県民総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校には、過去の様々な取組から培った人権教育に係る実践の蓄積がある。また、地域の伝統

を尊び、その継承に地域・家庭が主体的に関与する等、地域力・家庭力にも恵まれている。こうした環境を背景に、生徒会が中心となり、様々な地域貢献活動（ボランティア活動）に主体的に参加する等、個々の生徒が自己有用感を体得する機会となる体験教育の充実を図ってきた。

また、生徒主役の学校行事の創造、PTAによるふれあい行事、人権弁論大会、教育相談週間の設定等、いじめ防止に繋がる様々な取組を進めてきている。

こうした環境にある本校においても、「いじめは、どの学校にも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、今後とも継続して、生徒・家庭・地域の連携を一層強化しながら、いじめを生まない土壌づくりに向けた対策を迅速かつ的確に推進する。

3 いじめ防止等のために実施する基本となる事項

3-1 学校におけるいじめ防止基本施策

ア 本校教育の重点推進事項の一つに、「命・人権・安全・個性を守るシステム」いじめ防止の徹底を掲げ、地域・保護者に対し、本校のいじめに対する姿勢を周知徹底する。

イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う仲間づくりの素地を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育・人権教育を推進するとともに、保護者や地域住民、外部関係者との連携を図り、多様な体験活動の場の設定や活動内容の充実を図る。

ウ いじめ防止に資するために、生徒が自主的・主体的に取り組む生徒会活動の活性化や、学校・学年行事の充実を図る。

エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、全校挙げての人権作文への取組や、道徳心を醸成するための講演会・集会等を実施する。

3-2 いじめの早期発見のための措置

ア 生活アンケート調査

各学期1回実施 年間3回（5月下旬・10月上旬・1月末）保護者・生徒対象

イ 教育相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、以下の相談体制の整備と周知に努める。

- ① スクールカウンセラーによる保護者向け講演会 4月下旬
- ② 教育相談週間の設定（悉皆相談） 6月、11月
- ③ 個別の教育相談（抽出相談） 2月
- ④ スクールカウンセラー相談（希望相談・抽出相談）
- ⑤ 学期末三者懇談（悉皆相談） 7月、12月

ウ 生活ノート等活用

学級担任と生徒・保護者は日頃から連絡を密に行い、信頼関係を構築する。生徒との間については、生活ノート等を活用した悩み相談等が気軽に行えるよう配慮する。

エ 教職員の資質向上

いじめ防止等に関する研修を、年間研修計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。また、県教委が作成した「いじめ対応マニュアル」等を活用して、校内研修の充実を図る。

オ インターネットいじめ防止

生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめから身を守り、またインターネットを通じて行われるいじめに加担することのないように、情報モラル教育の充実と生徒会ネットルールの周知徹底を行う。

【情報モラル研修 P T A 研修、啓発資料配布 等】

3-3 いじめ防止等に関する体制

ア いじめの防止等の対策のための組織「黒中いじめ対応チーム」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、「黒中いじめ対応チーム」を設置し、「いじめ対策会議」を定期的に開催する。 ※学級担任等が問題を抱え込まないよう組織的対応が重要

(構成員)

校長、教頭、生徒指導担当、学年主任、学年生徒指導担当、生徒支援担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭（担当）、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

(活 動)

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめ防止に関すること
- ③ いじめ事案についての対応に関すること
- ④ いじめ防止に対する教育に関すること

(開 催)

隔月 1 回を定例とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

イ いじめ防止等の対策のための外部委員参画組織「学校保健委員会」の活用

いじめの防止等の対策の進捗状況や実態把握の状況について説明し、外部関係者の視点からの意見や要望を聞き、今後のいじめ防止等の対策に資する。

(構成員)

校長、教頭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、P T A 会長、P T A 副会長、部活動担当、安全指導担当、養護教諭 等

(活 動)

- ① 学校保健・安全に関する活動の企画と実践及び評価
- ② 生徒及び職員の健康管理及び増進
- ③ 健康教育の推進
- ④ 学校保健環境及び施設・設備の改善・整備
- ⑤ その他必要な事項（いじめ防止等の対策）

(開 催)

年間1回とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

3-4 いじめに対する措置

ア 正確な実態把握

いじめに係る相談を受けたり、いじめを予見する言動を発見したりした場合、一人で抱え込まず速やかに報告するとともに事実の有無を確認する等、組織的に対応する。

【聞き取り（当事者・周囲の関係者）・情報共有（教職員）・全体像把握 等】

イ 指導体制、方針決定

いじめ防止対応チームを招集し、指導のねらい、教職員の役割分担、関係機関との連携等を明確にし、全教職員の共通理解を図る。

【対応チーム招集、方針・分担・連携 等】

ウ 指導・支援、保護者との連携

いじめられた生徒を徹底して保護するとともに、いじめた生徒については、「いじめは決して許されない行為である」との人権意識を持たせるよう指導する。また、必要に応じてカウンセラー等との連携も行う。

当事者双方の保護者とは、直接対面によりいじめの状況や対応策及び、学校との連携方策等について説明し理解・協力を求める。

【生徒への指導、保護者面談 等】

エ 見守り体制、方針決定

指導の状況や成果を踏まえ、いじめの当事者双方や周囲の関係生徒等に対して、継続的に指導や支援を行う等、見守る体制を維持し点検・評価する。

【SC、SSWの活用、生徒指導・学級指導・部活指導 等】

オ 緊急措置

いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けることができるための環境整備が必要であると認められる場合は、一定期間、別室等において学習できる措置を講じる。

【教育相談室活用、個別対応 等】

カ 保護者、関係機関との連携【別紙3、別紙4】

いじめ事案に係る当事者及び関係者双方の争いを生じさせないように、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。また、いじめた生徒等への対応として、必要と認められる場合は、教育委員会や保護者との協議の上、出席停止の措置を行う。犯罪行為として対応すべき事案については、教育委員会及び警察署等と連携して対応する。

【西脇市教育委員会教育創造部学校教育課青少年センター、兵庫県教育委員会、西脇警察署刑事生活安全課、西脇市福祉部はびいくサポートセンター 等】

3-5 未然防止

- ア 生徒一人一人の内面理解に基づき、全ての生徒が参加、活躍できる授業づくり
- イ 生命尊重や規範意識を育む道德教育、人権尊重の精神の涵養を図る人権教育、人間関係を築く特別活動、他者、社会、自然と関わりを深める体験活動
- エ 生徒一人一人が当事者の立場に立って他者を自分と同じように尊重する心やいじめに対する正しい理解に基づき行動する態度を育む

4 重大事態への対応

4-1 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命や心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、心因的ストレス等により相当の期間（「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、以下の対応を行う。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったとの申立てがあった場合は、その申立て内容の把握を踏まえ、校長の判断・リーダーシップにより適切に対応する。

4-2 重大事態への対応手順

- ア 重大事態発生を、西脇市教育委員会を通じて市長へ報告する。
【学校教育課、青少年センター 等】
- イ 西脇市教育委員会と協議の上、重大事態に対応するための組織を設置する。
【本校いじめ防止対策チームと市教委関係者、心理・福祉分野の専門家、当該いじめ事案と利害関係の無い者（第三者）等による合同組織】
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を速やかに実施する。その際、調査の公平性・中立性を担保するため、実施する調査の主体については、上記組織において十分検討する。
【学校主体の調査、学校の設置者主体の調査 等】
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係及びその他の必要な情報を適切に提供する。

5 その他の事項

5-1 基本方針の見直し

いじめ防止等の実効性の高い取り組みを実践するため、学校のいじめ防止基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対策会議」を中心に検討し、必要に応じて見直す。

学校のいじめ防止基本方針の見直しに際しては、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点か

ら、生徒の意見を取り入れる等、いじめ防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加を確保するとともに、地域・家庭との連携がいじめ防止の推進力となることから、保護者・地域等から意見を主体的に聴取するよう留意する。

5-2 情報公開等への対応

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも学校教育に関する様々な情報の発信に努めている。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した基本方針については、学校評議員会やPTA総会をはじめ、学年懇談会、三者懇談会、家庭訪問等様々な機会を利用して、保護者や地域への情報発信に努める。

また、いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行っているかを検証するため、学校外部評価項目にいじめに係る項目を設定し、外部評価委員会において本校の取り組みを適正に評価する。

5-3 相談窓口

○教育相談

実施機関：西脇市教育委員会教育創造部学校教育課青少年センター
0795-22-8080（平日8:30～17:00）

○家庭児童相談・ヤングケアラー相談・ひとり親家庭相談

実施機関：西脇市福祉部はぴいくサポートセンター
0795-22-3111（内線1156）（平日8:30～17:00）

○ひょうごっこ悩み相談

実施機関：兵庫県教育委員会
0120-0-78310（365日24時間）
0120-783-111（平日9:00～17:00）

○児童相談所虐待対応ダイヤル

実施機関：厚生労働省
189（24時間対応）
※お住いの地域の児童相談所につながります。

○スクールカウンセラー（各小中学校に配置、要予約制）

平成30年4月 施行
令和5年4月 更新
令和6年4月 更新
令和7年4月 更新